

市場化テスト終了プロセス運用に関する指針

平成26年3月19日

一部改正：平成29年3月22日

一部改正：平成29年12月19日

一部改正：平成31年3月8日

一部改正：令和5年4月13日

一部改正：令和6年4月17日

一部改正：令和8年〇月〇〇日

官民競争入札等監理委員会

I. 目的

本指針は、対象公共サービスの実施期間終了後の実施の在り方において、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年6月2日法律第51号。以下「法」という。）の対象から外し、実施機関の責任において入札・契約を行うこととするプロセス（以下「終了プロセス」という。）を運用するに当たっての具体的な手続等を定め、的確かつ円滑な事業の実施に資することを目的とする。

II. 終了プロセス

1. 終了基準

(1) 良好な実施結果が得られた事業

対象公共サービスの評価案審議において、実施機関から市場化テストを終了（法の対象外）したいとの意向が示された事業の終了の可否を、監理委員会が判断するに当たっては、法の趣旨等も踏まえ、主に以下の基準（条件）により、実施期間終了後の事業の実施において、監理委員会の関与がなくても適切に事業が実施されることが期待できるかを判断する。その際、まず以下の①及び②の基準（条件）を満たしていることを確認した後、その他の観点についても検討を加えた上で、事業の実施期間全般の状況も勘案し、総合的に判断を行うものとする。

- ① 事業実施期間中に、受託民間事業者が業務改善指示等を受けたり、業務に係る法令違反行為等がなかったか。
- ② 実施機関において、実施状況についての外部の有識者等によるチェックを受ける仕組み（評価委員会等）を備えている、若しくは、評価委員会等を設けることが予定されているか。
- ③ 入札に当たって、競争性が確保されていたか。
- ④ 対象公共サービスの確保されるべき質に係る達成目標について、目標を達成しているか。
- ⑤ 従来経費と契約金額（支払金額）とを比較した場合、実質的な経費削減の点で効果を上げているか。

※ 実施経費の評価は、単に従来経費と実施経費の差額を算定するものではなく、増減要因を分析等した上で比較を行い、AI などデジタル技術を活用した効率的な事業の実施によ

る経費の削減に資する取組等の個別事情も踏まえ、実質的なコスト削減の点で効果が認められるか否かを判定するものとする。

※ 上記の増減要因の分析等とは、比較する経費の対象範囲に影響を与える外的要因を控除することを趣旨とし、業務内容に増減があった場合における当該部分の控除、人件費の上昇等による経費増があった場合における単価の補正等（積算等に用いられる労務単価など、当該業務に要するコスト増加を客観的に示しうるデータ等を用いること）、従来経費と実施経費の比較を行うために必要な措置を指す。

（２）市場化テストの実施だけでは実施状況の更なる改善が見込めない事業

これまでの市場化テスト実施により様々な入札改善策が十分に講じられているものの、市場の特殊性や関連政策、関係法令等の抜本的見直しが必要などの要因から、市場化テストの実施だけでは実施状況の更なる改善が見込めない事業であるかを判断する。その際、以下の点を踏まえ事業の実施期間全般の状況を確認し、総合的に判断を行うものとする。

- ① 「実施要項における競争性改善上のチェックポイント」に規定している各ポイント、発注単位の検討、その他競争性改善のため、どのような改善を試みたか。
- ② 競争性の改善や実質的なコスト削減等について更なる改善が困難な事情が分析されているか。
- ③ （入札説明会には参加したが応札しなかった者等入札参加が期待される者が確認されている場合）当該者にヒアリングを行い、参加しない理由の確認及び改善を試みたか。
- ④ 関係団体等入札参加が期待される者へ広報を実施し、入札参加者の拡大を試みたか。

2. 市場化テスト終了の手續

市場化テスト終了に当たっては、以下の手續による（別紙1「市場化テスト事業実施の主な流れ（継続事業）」参照）。

- ① 実施機関は、対象公共サービスの市場化テスト終了に関する評価及び実施内容に関する評価に関する情報を収集するための調査を行うとともに、当該情報（実施状況報告及び別紙2「自己チェック資料」）を総務省へ提出する。

なお、別紙2「自己チェック資料」の提出は、当面の間、上記1.（2）の場合に限る。

- ② 総務省は、上記①により提出された実施状況報告及び自己チェック資料を踏まえ、対象公共サービスの評価を行い、評価案を作成する。その際、市場化テスト終了について、必要に応じ、実施機関と協議を行う。

- ③ 対象公共サービスの評価案を、監理委員会で審議し、市場化テスト終了基準に照らして問題がないものについては、市場化テストを終了することを了承するとともに評価を確定する。

※ ただし、評価確定以後、事業の残余期間中に問題等が発生した事業については、改めて次期基本方針策定の際、総務省と協議を行うこととする。

- ④ 市場化テスト終了の了承及び評価の確定を踏まえ、公共サービス改革基本方針（以下、「基本方針」という。）（別表）を見直す。市場化テストを終了する事業については、基本方針（別表）とは区分し、参考資料（法に基づく入札の対象外とされた事業一覧）として整理する。

⑤ 基本方針（別表）等について、監理委員会にて審議、了承（閣議決定）。

※ 参考資料（法に基づく入札の対象外とされた事業一覧）は閣議決定外。

⑥ 次期事業は、法の対象から外れ、監理委員会の関与なく、実施機関が自ら実施する。

3. 市場化テスト終了後の事業実施について

市場化テスト終了後の事業実施については、法の対象から外れることとなるものの、これまで監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、実施機関が自ら公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めることとする。

なお、市場化テスト終了後において、総務省の調査等により、該当年度における事業選定方針に基づき、当該事業が改めて市場化テストを実施すべき状況にあると認められる場合には、再度法の対象とする。その際は、過去に取り組んだ市場化テストの実施状況も勘案して判断する。

Ⅲ. 法特例事業の取扱いについて

以下の法令の特例の適用を受けて実施している事業については、特例を設けている法の趣旨に鑑み、終了プロセスを適用しないこととする。

- ・ 職業安定法の特例（法第 32 条）
- ・ 国民年金法等の特例（法第 33 条）
- ・ 不動産登記法等の特例（法第 33 条の 2）
- ・ 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等の特例（法第 33 条の 3）
- ・ 戸籍法等の特例（法第 34 条）